

社会福祉法人 中央共同募金会

1 趣 旨

平成28年4月14日の熊本県熊本地方を震源とする地震により、県内各地において人的被害をはじめ家屋の倒壊等甚大な被害が発生し、熊本県の全市町村に災害救助法が適用されました。また、大分県でも多くの被害が発生しています。

中央共同募金会ではこのたびの災害が大きな災害であったことを受け、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施しますので、お知らせいたします。

2 義援金の名称

平成28年熊本地震義援金

3 受付期間

平成28年4月18日（月）から平成29年3月31日（金）まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162585	(福) 中央共同募金会 熊本地震義援金
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0124323	(福) 中央共同募金会
三井住友信託銀行	本店営業部	普通預金 0180014	(福) 中央共同募金会

※三井住友銀行：本店・支店間の窓口からの振込手数料は無料（ATMも含む）

※りそな銀行：りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行からの本支店間の振込手数料は無料（ATMも含む）

※三井住友信託銀行：三井住友信託銀行の窓口やATM（カードに限る）、三井住友信託ダイレクトでの振込手数料は無料

5 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額、義援金募集をしている被災2県に、被災状況に応じて按分の上送金いたします。

6 義援金の配分

本会より送金された義援金については、被災2県の行政、県共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当し、税制優遇措置の適用対象となります。

金融機関での振込金受領証等に本「平成28年熊本地震義援金募集要綱」を添えて、確定申告時にご提出ください。

「平成 28 年熊本地震義援金」募集要綱 (第 4 版)

社会福祉法人熊本県共同募金会

1 趣旨

平成 28 年 4 月 14 日に熊本県内において地震が発生し、県民の生活を脅かし、また多数の住民に大きな被害をもたらしている。このことにより熊本県全市町村において救助を必要とすることから、災害救助法が適用された。

熊本県共同募金会（以下「本会」という）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金の募集を行うものである。

2 義援金の名称

平成 28 年熊本地震義援金

3 募集期間

平成 28 年 4 月 15 日（金）から平成 29 年 3 月 31 日（金）まで

4 義援金の振込窓口について

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ヒゴ 肥後銀行	スイドウチョウシテン 水道町支店	(普) 1281400	シャカイフクシホウジンクマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
クマモト 熊本銀行	ハナバタシテン 花畑支店	(普) 0025449	

全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会加盟の銀行等の窓口で、振り込み手数料が無料扱いとなります。備考欄に「熊本地震義援金」とご記入ください。

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-2-174321	クマモトケンキョウドウボキンカイクマモトジンギエンキン 熊本県共同募金会熊本地震義援金

全国のゆうちょ銀行の窓口で、振り込み手数料が無料扱いとなります。
窓口にて「熊本地震義援金」である旨をお申し出ください。

5 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当する。①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の領収書をもって税制上の優遇措置対象となる。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付専用口座であることを確認するため、本会の「平成 28 年熊本地震義援金募集要綱」も、確定申告時にあわせて必要となる。

6 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会で決定し、被災者へ配分する。

7 その他

- (1) 義援金のみを取り扱うこととする。
- (2) この要綱は、平成 28 年 4 月 15 日から施行する。

6 月 7 日改正 (第 4 版)

問い合わせ先

社会福祉法人熊本県共同募金会

TEL 096-354-3993 FAX 096-353-4566

E-mail info@akaihane-kumamoto.jp

平成28年4月地震大分県被災者義援金募集要綱（第3版）

社会福祉法人 大分県共同募金会

1 趣旨

平成28年4月の地震により大分県内に災害が発生したことを受け、大分県共同募金会では、県内被災者の方々の生活支援の一助とするために被災者義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

平成28年4月地震大分県被災者義援金

3 受付期間

平成28年4月22日（金）から9月30日（金）まで
なお、終期は短縮または延長する場合があります。

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	名義等
大分銀行	ソーリン支店	普通預金 732631	社会福祉法人 大分県共同募金会
ゆうちょ銀行	口座番号	00950-1-308896	大分県共同募金会熊本地震大分県義援金

○大分銀行の本・支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

なお、この大分銀行の口座は6月30日（木）までの取扱いとなります。

○ゆうちょ銀行の窓口からの振込手数料は無料となります。

○上記以外の他銀行等からの振込みやATMなど窓口以外の振込みの場合には、振込手数料がかかります。

（注）熊本地震義援金と区別するために必ずお名前の後ろに（大分）と明記してください。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金については、大分県が設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を經由して被災された世帯に配分します。

6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制上の優遇措置（寄付金控除、損金算入）が認められる寄附金に該当します。①各金融機関等での振込金受領証または②本会発行の受領証（現金受付のみ）をもって税制上の優遇措置対象となります。

ただし、①の場合は、振り込んだ口座が義援金の受付口座であることを確認するため、本要綱「平成28年4月地震大分県被災者義援金募集要綱」も確定申告時にあわせて必要となります。

7 問い合わせ先

社会福祉法人大分県共同募金会 TEL 097-552-2371 FAX 097-552-6250